

つくばみらい市規則第 5 号

つくばみらい市重度障がい者及び高齢者通院通所交通費助成規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

つくばみらい市長



つくばみらい市重度障がい者及び高齢者通院通所交通費助成規則の一部を改正する規則

つくばみらい市重度障がい者及び高齢者通院通所交通費助成規則（平成 18 年つくばみらい市規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「医学的治療又は機能回復訓練のため」を「医療機関又は機能回復訓練施設への」に、「交通費」を「タクシー運賃」に改める。

第 3 条の見出し中「対象等」を「内容」に改め、同条第 1 項中「の対象は、医療機関及び機能回復訓練施設への往復に要するタクシー料金とし、その」を「する」に、「関東運輸局長が許可した普通車に係る初乗り運賃相当額（以下「初乗運賃相当額」という。）」を「1,000円を限度」に改め、同条第 4 項中「の回数」を削り、「を通じて年間 24 回分」を「につき、1 の会計年度において、12,000円」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「の回数」を削り、「年間 24 回分」を「対象者 1 人につき、1 の会計年度において、12,000円」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「の回数」を削り、「年間 36 回分」を「対象者 1 人につき、1 の会計年度において、18,000円」に改め、同項ただし書中「年間 72 回分」を「1 の会計年度において、36,000円」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 助成は、券 1 枚につき 500 円の助成を受けることができるつくばみらい市福祉タクシー利用券（様式第 3 号。以下「利用券」という。）により行う。

第 5 条第 1 項中「福祉タクシー利用券（様式第 3 号。以下「利用券」という。）」を「利用券」に改める。

第 7 条中「1 枚」を削り、「初乗運賃相当額」を「利用券の券面額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、1 回の乗車につき利用できる利用券の枚数は、2 枚を限度とする。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、利用する利用券の券面額の合計がタクシー運賃の全額を超えるときであっても、交付者は、その差額を受け取ることはできないものとする。

第8条第2項中「初乗運賃相当額」を「500円」に改める。

第9条中「助成を受けた者」を「交付者」に改める。

様式第3号（第5条関係）を次のように改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。